

「介護職員処遇改善支援補助金制度」を活用した職員の処遇改善を行います

(令和4年3月11日)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置として、令和4年2月から9月までの間、「介護職員処遇改善支援補助金」が交付されることとなりました。

当施設では、2月からこの補助金を活用し職員の処遇改善を図るため、毎月の給与と合わせて手当を支給するものとなりました。

職員一同、一層のサービス向上に努めてまいります。